

第4回 自動車関係税制に関する研究会

【開催日時等】

- 開催日時：平成22年6月24日（木）17：00～18：55
- 場 所：総務省7階 省議室
- 出席者：神野座長、小西座長代理、井手委員、大塚委員、勝原委員、佐藤委員、塩入委員、勢一委員、辻委員、目黒委員、渡井委員
岡本事務次官、岡崎自治税務局長、滝本審議官
国土交通省 小田環境課長
事務局：山崎都道府県税課長、内藤市町村税課長

【議題】

- (1) 資料説明
- (2) 意見交換

【配付資料】

- 資料1 自動車関係諸税に関する国土交通省の業務について
- 資料2 検討課題（大きな方向性）

【国土交通省及び事務局説明】

- 国土交通省より、配付資料1に基づき説明。
事務局より、配付資料2に基づき説明。

【意見交換（概要）】

- CO₂を排出する主体として運輸部門の割合は高く、その中でも自動車が大半を占めており、自動車関係税に環境の視点を入れる意義はある。
- 自動車関係税の税率を全体的に下げるのは、環境への観点からは影響が生じる可能性がある。
- 環境の観点等を踏まえると、自動車関係税の簡素化は必ずしも税負担の軽減ではなく、場合によっては課税の強化もあり得るのではないか。
- 自動車取得税については、環境への負荷の低い自動車への課税は少なく、負荷の高い自動車への課税を多くすることで、環境の観点からの消費者の取得行為におけるインセンティブ効果を取り入れることができるのではないか。
- 自動車関係税は道路損傷負担金的性格という考え方が用いられてきたが、今回は、環境損傷負担金的な考え方を入れるとともに、引き続き財産税とし

での性格を加味するという形で根拠付けすることが考えられる。

- 乗用車と車両総重量 3.5 t 以下のトラック・バスの新車年間販売台数のうち、現在燃費値を測定していない自動車の割合が約 2% というのはそれほど多くないという感覚。
- 型式指定自動車以外の輸入車等の燃費値を測定していない自動車の取扱いをどうするかは検討が必要。
- 営業用自動車（バス、タクシー、トラック）に対する税負担の軽減措置の必要性については、物価への影響の考慮という理由が当てはまるかの検討が必要。
- 電気自動車が今後普及すると考えた場合、電気自動車とガソリン自動車の違いに着目した課税を検討しても良いのではないか。
- 税制上軽自動車を区分するための理由を整理する必要がある。

【次回の予定】

平成 22 年 7 月 15 日（木）17:00～

（以上）